

今年度も

「ジャンボタニシ防除対策補助金」を

継続します！！

補助率は10分の3以内です

【概要】

○交付対象

(1)農業者 (2)集落営農組合

○補助対象経費

令和8年4月以降に散布した薬剤の購入費用

※令和7年度から予防（石灰）は対象外となっております

○補助額

補助対象経費の10分の3以内の額(100円未満切捨)

※予算の範囲内で補助金を交付するため、

必ずしも10分の3の額が補助できるとは限りません。

※購入した薬剤に記載されている適正量に相当する額を限度とします。

※同一ほ場で複数回散布されても補助対象は1回限りです。

※収穫後の散布は対象外です。

○申請方法

次のものを用意して、下記窓口で申請してください。

(1)散布したほ場が分かる一覧表など（市内の水田のみ対象）

※町別ごとにまとめていただくようご協力をお願いします。

(2)薬剤を購入し、代金を支払ったことが分かる書類

(3)散布したほ場の写真(図1)

(全てのほ場の写真を撮る必要はありません)

(4)散布した空袋数が確認できる写真(図2)

※申請書は市ホームページからダウンロードできます。

(検索コーナーで「ジャンボタニシ」と検索)



(図1) 散布ほ場の写真例



(図2) 散布した空袋数が確認できる写真例

締切日 令和8年10月30日（金）

◎注意

- ・薬剤は農林水産省に農薬登録してあるものに限りします。
- ・支払い方法が口座引落しの場合、通帳から引落しされたことをもって、支払ったこととなります。また、他の資材と合わせて引落しされている場合は、内訳が分かる書類が必要です。
- ・請求書は、補助金額確定通知と合わせて送付します。
- ・補助金支払いは、令和9年2月頃を予定しています。

【お問い合わせ窓口及び申請書提出先】

松阪市産業文化部 農水振興課 農業係(市役所4階) TEL 0598-53-4116 FAX 0598-22-0931
北部農林水産事務所(嬉野地域振興局内) TEL 0598-48-3818
林業・西部農水振興課(飯高地域振興局内) TEL 0598-46-7114

薬剤以外の ジャンボタニシ防除対策

1. 春・夏季の捕獲器による対策！

田植時の防除として薬剤散布が一般的であり、ジャンボタニシ防除対策には効果的ですが、使用回数や散布時期に制限があったり、経費が掛かります。また、魚毒性があるため、水路には散布ができません。

市では、ジャンボタニシ捕獲において、経費・労力軽減するため、比較的身近にある資材で、ジャンボタニシ捕獲器(図1)を作成しました。

市ホームページ(QRコード(図2))にて、「ペットボトル」と「苗箱」で作成した捕獲器の紹介をしていますので、ぜひお役立てください。



(図1) ジャンボタニシ捕獲器



(図2) QRコード

2. 秋季の石灰窒素による防除！

水稻収穫後の気温が高い時期(水温が17℃以上の時)に、3～4日間湛水を保った後、殺貝効果のある石灰窒素を散布するのが効果的です。

(水路には流さないようにご注意ください)

※翌年に水稻を作付する場合は施肥設計にご注意ください。

3. 冬季の越冬貝対策！

(1)寒い時期に水田を乾かし、耕うんすることで、貝を粉碎したり越冬中の貝を寒気にさらします。耕うんは走行速度を遅くし、回転数を早くして耕し、数回行くとより効果的です。

(2)用排水路で越冬している貝の対策として泥上げを行い、寒気にさらします。地区全体で実施するとより効果的です。

※使用したトラクターに付着した泥は洗浄しましょう。